

仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について

1 仙台市「新しい総合事業」実施の趣旨

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情にあわせ、介護・医療・介護予防・住まいおよび日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

仙台市でも、仙台市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定し、「高齢者の社会参加・生きがいの促進」や、「介護予防に積極的に取り組める環境の整備」、「地域における支え合いの体制づくり」等を施策の柱として各種取り組みを進めています。

新しい総合事業の実施により、既存の指定事業所のサービスに加えて、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスの充実と、地域の支え合い体制づくりの推進を図り、サービスを総合的に提供していくとともに、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

2 「新しい総合事業」の取り組みについて

- (1) 高齢になっても、心身ともに健康で生きがいを感じながら社会参加できることを目指し、介護予防、健康づくりの取り組みの一層の推進を図るため、全国一律の予防給付である介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービス、二次予防（要介護状態に至るリスクが高い高齢者向け）サービスの一部を「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、「新しい総合事業」として実施します。
- (2) (1)に加えて、年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するための「一般介護予防事業」を「新しい総合事業」として実施します。

3 「新しい総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業対象者

「要支援認定者」および豊齢力（基本）チェックリストの判定に該当した者（以降「サービス事業対象者」とする。）

4 利用できるサービス

- (1) 介護予防生活支援サービス（訪問型）
 - ・ 現行相当訪問サービス
 - ・ 緩和した基準による訪問サービス（訪問型サービスA）
※原則として生活援助のみとなるが、必要に応じて、身体介護を伴うサービスも利用可能
 - ・ 短期集中予防サービス（訪問型サービスC）

(2) 介護予防生活支援サービス（通所型）

- ・現行相当通所サービス
- ・緩和した基準による通所サービス（通所型サービスA）
※緩和型ではあるが、機能訓練に関連する専門職を配置するサービスも想定
- ・短期集中予防サービス（通所型サービスC）

※ボランティア団体、NPO等による訪問型・通所型サービス（サービスB）については検討中

【参考】サービス事業対象者、介護保険認定区分別の使用可能サービス一覧

	その他の 高齢者	サービス 事業対象者	要支援 1~2	要介護 1~2	要介護 3~5
特別養護老人ホーム	—	—	—	△※ ¹	○
老健施設、介護療養施設、 訪問介護	—	—	—	○	○
訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通 所リハ、福祉用具貸与、福祉用具購 入補助、住宅改修、 通所介護（要支援 1~2 は平成 29 年 度まで）など	—	—	○	○	○
介護予防・生活支援サービス（訪問型） 介護予防・生活支援サービス（通所型）	—	○	○	—	—
一般介護予防事業	○	○	○	○※ ²	○※ ²

※1 居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がある場合に限る

※2 利用可能であるが、主にその他の高齢者を対象とした事業となっている

5 サービス事業対象者の居宅サービス等区分の利用限度額

要支援1と同じ（5,003単位）

6 サービス事業対象者の有効期間

設定しない

7 移行スケジュール

別表参照

○新しい総合事業 移行スケジュール

別表

項目		28年度																																			
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
介護保険審議会	介護保険審議会				サービス内容原案等説明	○							○			サービス内容最終案の審議							○			パブリックコメント結果報告						移行状況の報告等	○				
	高齢者福祉団体連絡会※				○			意見聴取(現行・サービスA中心)															○			サービス内容等説明											
	市民意見聴取・広報																○			パブリックコメント(サービス内容等について)									事業所指定受付						パンフレット配布・ホームページ掲載	○	
サービス内容	介護予防・生活支援サービス事業	○			基準・報酬案等検討						○			要綱案検討			事業内容確定						○			事業者説明						○					
	サービスA(通所・訪問)																			○			指定関係様式検討												○		
	サービスC(通所)	○			内容等検討、関係機関ヒアリング																					○			事業者説明						○		
	サービスC(訪問)																																				
	サービスB(通所・訪問)				○			事業所意向調査																													
	介護予防ケアマネジメント																																				
	介護予防把握事業																																				
	介護予防普及啓発(現行事業)																																				
	地域介護予防活動支援事業(介護予防グループ支援)																																				
	地域リハビリテーション活動支援事業																																				

新しい総合事業への移行(新サービス提供開始)

※高齢者福祉団体連絡会: 仙台市老人福祉施設協議会、仙台地域包括支援センター連絡協議会、仙台介護サービスネットワーク、宮城県認知症グループホーム協議会の4団体

8 相談から（新しい総合事業）サービス利用までの流れ

（1）地域包括支援センターまたは各区役所・総合支所へ相談

相談者から相談内容や希望するサービス内容を聞き取り、豊齢力（基本）チェックリストの実施について確認する

※明らかに要支援・要介護認定申請が必要な場合、予防給付（訪問看護、福祉用具貸与等）または介護給付によるサービス等を希望している場合は、要支援・要介護認定申請を案内する

※一般介護予防事業のみの利用を希望している場合は、豊齢力（基本）チェックリストの実施は不要

（2）豊齢力（基本）チェックリストの実施

（3）総合事業対象者の判定・届出

豊齢力（基本）チェックリストの判定を行い、該当した場合は総合事業対象者となる。

※豊齢力（基本）チェックリストの判定の結果、非該当の場合は一般介護予防事業の利用を案内する

（4）介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは要支援 1、2、総合事業対象者に対してアセスメントを行い、ケアプランを作成する。

（5）「新しい総合事業」の利用開始

要支援 1、2、総合事業対象者はケアプランに同意の上、新しい総合事業の利用を開始する。

○総合事業実施後の介護サービスの利用手続きの流れ

